

VIII 技術者基準日額

令和5年3月から適用する調査設計業務等の技術者基準日額、施設機械工事等の労務単価について

〔令和5年2月21日4農振第2819号
農村振興局長から各地方農政局長あて〕

このことについて、別紙のとおり決定し、令和5年3月1日から適用することとしたので通知する。

また、令和5年3月31日までに新たな単価の決定を行わない限り、令和5年4月1日以降もこの単価を引き続き適用することとする。

なお、貴局管内の各都道府県に対しては、貴職から参考までに送付されたい。

[編注] 本趣旨は、農村振興局長から北海道開発局長、沖縄総合事務局長あて参考送付されている。

(別 紙)

1 調査設計業務等の技術者基準日額（令和5年度）

(1) 設計業務関係

技術者の職種	基準日額(円)	割増対象賃金比 (%)
主任技術者	74,900	55
技師長	70,900	55
主任技師	62,200	55
技師A	55,200	55
技師B	45,300	55
技師C	35,600	55
技術員	31,600	55

(2) 測量業務関係

技術者の職種	基準日額(円)	割増対象賃金比 (%)
測量主任技師	51,000	60
測量技師	44,000	55
測量技師補	34,300	60
測量助手	32,200	55
測量補助員	27,000	60
操縦士	53,600	65
整備士	40,400	60
撮影士	41,600	60
撮影助手	33,800	60
測量船操縦士	33,500	55

(3) 地質、土質調査業務関係

技術者の職種	基準日額(円)	割増対象賃金比 (%)
地質調査技師	53,800	55
主任地質調査員	39,100	55
地質調査員	29,100	55

※「割増対象賃金比」とは、技術者基準日額に占める「基本給相当額+割増の対象となる手当」(割増賃金の基礎となる賃金)の割合である。

※技術者の職種に関する定義等については、国土交通省設計業務等標準積算書(参考資料)に示す内容による。

(4) 記録映像製作業務関係

技術者の職種	基準日額(円)	適用
プロデューサー	55,200	(設計)技師A相当
製作主任	34,300	(測量)技師補相当
シナリオライター	51,000	(測量)主任技師相当
演出者	51,000	(測量)主任技師相当
撮影技師	51,000	(測量)主任技師相当
録音技師	44,000	(測量)技師相当
照明技師	44,000	(測量)技師相当
助手	34,300	(測量)技師補相当

※各技術者の職種における割増対象賃金比及び旅費算定の公務員相当級については、適用欄に記載の職種のものを適用する。

2 施設機械工事等の労務単価（令和5年度）・・・・ 内容省略

